

簡易生命保険契約の平成24年度契約者配当の実施について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、保険料の算出方法書の変更について、本日、総務省からの認可を受け、簡易生命保険契約に対する平成24年度の契約者配当を、次のように実施することにしました。

1 概要

平成24年度の契約者配当として、2,672億円を分配することとし、平成24年4月1日以降の契約者配当に適用します。

なお、契約者配当金の例は、別紙のとおりです。

2 配当基準

基本契約・特約ごとに次に掲げるアからエの合計額に、オの額を加算した額を分配します。ただし、アからエの合計額がマイナスとなる場合は、オの額とします。

ア 死差配当	危険保険金等に死差配当率を乗じた額 例：平成14年9月加入契約の死差配当額（危険保険金100万円あたり） （10年満期普通養老保険、加入年齢40歳） <table border="1"><tr><td>男性</td><td>490円</td></tr><tr><td>女性</td><td>200円</td></tr></table>	男性	490円	女性	200円
男性	490円				
女性	200円				
イ 特約支払差配当	特約保険金に特約支払差配当率を乗じた額 例：平成14年9月加入契約の特約支払差配当額（特約保険金100万円あたり） （疾病傷害入院特約、加入年齢40歳） <table border="1"><tr><td>男性</td><td>1,930円</td></tr><tr><td>女性</td><td>1,220円</td></tr></table>	男性	1,930円	女性	1,220円
男性	1,930円				
女性	1,220円				
ウ 費差配当	保険金に保険金比例費差配当率を乗じた額と保険料に保険料比例費差配当率を乗じた額の合計 例：平成14年9月加入契約の費差配当額 （10年満期普通養老保険、加入年齢40歳、保険金100万円） <table border="1"><tr><td>男性</td><td>3,496円</td></tr><tr><td>女性</td><td>3,484円</td></tr></table>	男性	3,496円	女性	3,484円
男性	3,496円				
女性	3,484円				

エ 利差配当	責任準備金に利差配当率を乗じた額 [利差配当率：次の配当利率と加入時の予定利率との差] <table border="1" data-bbox="496 248 1366 331"> <tr> <th>経過年数</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>7年</th> <th>8年</th> <th>9年</th> <th>10年～</th> </tr> <tr> <td>配当利率(%)</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.19</td> <td>1.26</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.40</td> <td>1.42</td> <td>1.38</td> <td>1.36</td> </tr> </table>	経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	配当利率(%)	1.07	1.11	1.19	1.26	1.33	1.40	1.40	1.42	1.38	1.36
経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～													
配当利率(%)	1.07	1.11	1.19	1.26	1.33	1.40	1.40	1.42	1.38	1.36													
オ 配当利息	既に分配された積立配当に配当利殖率を乗じた額 配当利殖率：0.61% (参考) 年ごとの効力発生応当日後の配当利殖率：0.61% 注：財形商品、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えて、配当利殖率を適用します。																						

なお、既に約款でお約束している契約者配当については、引き続き実施します。

注 既に約款でお約束している契約者配当とは、昭和59年9月に保険料の改定(引下げ)を行った際、保険料改定前後における契約間の公平性の観点から、昭和59年8月以前の契約に対し、保険料率の調整として行うこととした配当等です。

電話でのお問い合わせ先：かんぽコールセンター 電話：0120-552950 受付時間：平日 9:00～21:00 土日休日 9:00～17:00 (1月1日から3日を除きます) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

契約者配当金の例

1 養老保険等

満期年月	平成 24 年 9 月
加入年齢	40 歳
満期保険金額	100 万円
付加する特約	災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	満期時支払 配当金額	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	満期時支払 配当金額
		円	円	円	円	円
普通養老保険 (10年満期)	男性	9,300	4,342	16,695	4,507	16,860
	女性	9,170	3,541	13,649	3,656	13,764
普通養老保険 (15年満期)	男性	5,970	3,022	15,121	3,162	15,261
	女性	5,800	2,839	14,353	2,830	14,344
普通定期保険 (10年満期)	男性	930	3,285	11,475	3,261	11,451
	女性	740	2,191	7,668	2,088	7,565
特別養老保険 (10年満期2倍型)	男性	10,120	7,453	27,453	7,606	27,606
	女性	9,820	5,564	20,642	5,587	20,665
特別養老保険 (10年満期5倍型)	男性	12,600	16,799	60,076	16,913	60,190
	女性	11,750	11,630	41,829	11,377	41,576
学資保険 (15歳満期)	男性	5,690	1,621	10,225	1,561	10,165
	女性	5,570	1,298	9,436	1,168	9,306

- 注 1 普通定期保険の分配額は、死亡保険金 100 万円（ただし、加入できる最低保険金額は 200 万円）の場合です。
 2 学資保険の加入年齢は、被保険者 0 歳、契約者 40 歳の場合で、契約者の性別は被保険者と同じ場合です。
 3 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。
 4 特約保険金額は 100 万円（特別養老保険は 2 倍型 200 万円、5 倍型 500 万円）の場合です。
 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。

2 終身保険

加入年月	平成 14 年 9 月
加入年齢	40 歳
保険金額	100 万円
付加する特約	災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計
		円	円	円	円	円
普通終身保険 (60歳払込済定額型)	男性	6,720	3,456	12,756	3,560	12,180
	女性	5,940	2,503	9,320	2,534	9,351
普通終身保険 (60歳払込済2倍型)	男性	5,280	3,157	11,952	3,158	11,953
	女性	4,560	2,148	8,360	2,101	8,313
特別終身保険 (60歳払込済)	男性	7,230	3,495	12,975	3,612	13,092
	女性	6,610	2,577	9,665	2,627	9,715

- 注 1 平成 24 年度の年ごとの効力発生応当日に死亡した場合の金額です。
 2 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。
 3 特約保険金額は、100 万円の場合です。
 4 2 倍型普通終身保険は、平成 16 年 1 月加入、死亡保険金額 100 万円（保険料払込期間満了後の死亡保険金額は 50 万円）の場合です。
 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。